

市報第12号

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和6年6月25日横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年9月10日

横浜市長 山中竹春

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第38号

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介

護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第 50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 140 条の66第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の66第 1 号イ」に改める。

(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 号中「第 140 条の66第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の66第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。